

墨田区議会議員及び墨田区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 公職選挙法の一部改正

(1) 都道府県又は市の議会の議員の選挙におけるビラの頒布の解禁

都道府県又は市の議会の議員の選挙において、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内の選挙運動のために使用するビラを頒布することができる。（法第142条第1項第6号、墨田区議会議員の選挙にあつては、4千枚）

(2) 選挙運動用ビラの公費負担

都道府県の議会の議員の選挙については都道府県は、市の議会の議員の選挙については市は、それぞれ、条例で定めるところにより、上記の選挙運動用のビラの作成について、無料とすることができる。（法第142条第11項）

2 条例の改正

本条例において、墨田区長の選挙の場合に限るとしていた選挙運動用ビラの作成に関する規定について、公職選挙法の改正に伴い墨田区議会議員の選挙についても適用されることとなったことから、所要の改正を行い、当該候補者に係る供託物が区に帰属することとならない場合に限り、選挙運動用ビラの作成に係る経費を限度額の範囲内で無料とし、その経費については区が負担することとする。

(1) 公費負担の限度額

7円51銭×4,000枚＝30,040円

選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭）に、選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が公職選挙法第142条第1項第6号に定める枚数4千枚を超える場合には4千枚）を乗じて得た金額の範囲内

(2) 公費負担の支払手続等

区は、候補者から事前に届け出されたビラ作成業者との契約に基づく選挙運動用ビラ作成に係る経費をビラ作成業者に支払う。ただし、作成単価が7円51銭を超える場合には、作成単価を7円51銭とし、作成枚数が4千枚を超える場合には、4千枚として支払う。

【例1】候補者が締結した契約の**作成単価**が限度額（7円51銭）を超える場合

契約 @7.80×3,000枚＝23,400円 → 区の公費負担額 @7.51×3,000枚＝22,530円

【例2】候補者が締結した契約の**作成枚数**が限度枚数（4千枚）を超える場合

契約 @6.87×5,000枚＝34,350円 → 区の公費負担額 @6.87×4,000枚＝27,480円

3 施行期日

平成31年3月1日から施行し、施行日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。